平成２１年（フ）第１０３０号
千葉市中央区長洲２丁目25番16号　シティハイム嶋村103号
債務者　小池　　正
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０４０号
千葉県船橋市前原西６丁目６番29―304号
債務者　杉山　圭一
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０５６号
千葉県市川市鬼越２丁目20番４号　シャトルＳ101号
債務者　松永　幸代
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第２７０６号
名古屋市千種区千種２丁目５番24号　しあわせ荘202号
債務者　豊嶋　直美
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５９０号
兵庫県姫路市阿保甲527番地５、申立時の住所兵庫県姫路市山吹２丁目12番38号
債務者　垰　美代子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８６号
福岡県みやま市山川町河原内317番地３
債務者　西原　好子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第９３号
福岡県柳川市隅町64番地１　市営住宅隅町南団地64
債務者　松本みどり
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第９５号
福岡県大川市大字小保470番地12　小保団地11―21号
債務者　古賀ヤヨイ
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第５６号
北海道沙流郡日高町富川東４丁目７番４―１号
債務者　佐々木梨乃
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２１年（フ）第５４２号
青森市花園１丁目12番４号　１階
債務者　菅原　里美
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５５９号
青森県上北郡横浜町字舘ノ後17番地11、破産手続開始申立時の住所青森県上北郡横浜町字寺下６番地２
債務者　泊　　智子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１３７２号
仙台市青葉区国見５丁目７番25号
債務者　佐藤　雄司
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３７３号
仙台市青葉区国見５丁目７番25号
債務者　佐藤　潤子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２８号
宮城県角田市藤田字杉迫81番地
債務者　菅井　尚美
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第３７２号
秋田県潟上市天王字二田58番地
債務者　渡辺　通也
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３９２号
秋田市河辺三内字外川原148番地３
債務者　鈴木　智有
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３９３号
秋田市高陽青柳町５番13号　コーポＫ６
債務者　田村　　嵩
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部